

# I 利用の前に

## 1 平成 26 年経済センサスー基礎調査について

### (1)調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした基幹統計調査である。

### (2)調査の時期

平成 26 年 7 月 1 日

### (3)調査の法的根拠

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として実施している。

### (4)調査の対象

農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業・外国公務に属する事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く全ての事業所・企業が対象である。

### (5)調査の方法

調査は「甲調査」及び「乙調査」の 2 種類からなる。

#### ① 甲調査

##### ア 調査員調査

単独事業所(ただし、3 (2)における特定の単独事業所を除く。)及び新設事業所については、調査員が調査票を配布した。収集については、調査員による回収、オンライン回答または郵送により回収を行った。

・総務省 — 都道府県 — 市区町村 — 統計調査員 — 調査事業所

##### イ 本社等一括調査

国内に傘下支所事業所を有する本社等を対象とし、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン回答又は郵送により行った。

・総務省 — (都道府県) — (市) — 調査事業所

#### ② 乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じ、調査票を調査事業所ごとに送付し、オンラインで回収する方法により行った。

##### ア 国による調査

・総務省 — 調査事業所

##### イ 都道府県による調査

・総務省 — 都道府県 — 調査事業所

##### ウ 市町村による調査

・総務省 — 都道府県 — 市町村 — 調査事業所

## 2 主な用語の解説

### (1)事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### ※出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経営活動が行われている事業所をいう。

### (2)経営組織

#### ①民営

##### ア 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

##### イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

##### ウ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここでいう外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

##### エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

##### オ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。講演会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

### (3)従業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社等の別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従事者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

#### (4) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類(原則として平成25年1年間の収入額又は販売額の多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき分類している。

#### (5) 単独・本所・支所の別

##### ・単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいう。

##### ・本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所(支社・支店)があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

##### ・支所(支社・支店)

他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

### 3 利用上の注意

#### (1) 表中に用いた記号

「 — 」……該当のないもの

「 ▲ 」……減少

#### (2) 平成24年経済センサス-活動調査との比較について

本結果報告では、平成24年2月1日現在で実施された経済センサス-活動調査との結果比較を前回は比として掲載しているが、経済センサス-活動調査では国及び地方公共団体に属する事業所が調査対象に含まれないため、経済センサス-活動調査を基準として産業大分類A～Rに属する民営事業所について集計及び比較を行っている。また、統計表についても、前回調査結果と比較ができるよう、民営事業所の数値を掲載している。